

特記仕様書の記載例

対象工事の特記仕様書には情報共有システム活用の対象工事であることを明示する。

【記載例】

(1) 土木工事の場合

1) 発注標準額がAランク以上の工事

第〇条 情報共有システムの活用について

本工事は情報共有システムを利用することを原則とする。受注者は「熊本市情報共有システム活用要領」に基づき、発注者と事前協議を行うこと。

2) その他

第〇条 情報共有システムの活用について

本工事は情報共有システム活用の対象工事である。受注者はシステムの利用を希望する場合は、「熊本市情報共有システム活用要領」に基づき、発注者と事前協議を行うこと。

(2) 委託業務の場合

第〇条 情報共有システムの活用について

本業務は情報共有システム活用の対象業務である。受託者はシステムの利用を希望する場合は、「熊本市情報共有システム活用要領」に基づき、委託者と事前協議を行うこと。